

写

養 監 第 号
令和5年2月24日

養父市長 広瀬 栄 様
養父市議会議長 西田 雄一 様

養父市監査委員 津崎 智宏

養父市監査委員 田路 之雄

財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

令和4年度
財政援助団体等監査結果報告書

広谷校区自治協議会

西谷自治会

令和5年2月

養父市監査委員

第1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

（1）監査団体

- ア 広谷校区自治協議会
- イ 西谷自治会

（2）監査の範囲

令和3年度及び令和4年度に交付した地域自治包括交付金

第3 監査実施日

令和5年1月27日（金）

第4 監査の概要

養父市が交付した地域自治包括交付金が当該団体に正しく交付され、その目的及び条件に沿って執行されているかに重点を置き、事前に関係書類（交付申請書、総会資料等）の提出を求め、これに基づき所管部局及び当該団体から事情を聴取し、監査を実施した。

（1）監査内容

ア 市民生活部関係

- 1 交付金に係る条例・要綱等の整備
- 2 交付金の決定に係る条例・要綱等の準拠
- 3 交付金の効果及び要件の履行確認
- 4 地域自治組織に対するモニタリング
- 5 地域自治組織運営事業の評価検証

イ 地域自治組織関係

- 1 地域自治組織の活動状況
- 2 事業の執行状況
- 3 地域自治包括交付金基金積立計画
- 4 地域づくり計画の進捗状況
- 5 関係帳票の整備、記帳、領収書等証拠書類の整備と保存
- 6 現金、預金通帳、公印の管理
- 7 会計経理及び財産管理状況
- 8 事務局員の雇用状況及び業務内容

第5 監査の結果

(1) 組織の状況

今回監査対象とした地域自治組織の令和3年度及び令和4年度の状況は以下のとおりである。

(単位：円)

区分	年度	行政区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (ha)	高齢化率 (%)	包括交付金	その他財源	歳出決算 (予算)額	繰越金
広谷校区 自治協議会	3	10	2,790	1,099	195.0	30.2	6,948,000	394,779	7,342,779	211,552
	4	10	2,781	1,109	195.0	30.2	6,955,000	645,000	7,600,000	—
西谷自治会	3	6	687	279	104.5	47.1	4,706,000	1,084,150	5,790,150	720,936
	4	6	666	278	103.8	47.7	4,699,000	1,231,000	5,930,000	—

出典：地域自治包括交付金決定及び内示一覧及び交付申請書類

(2) 活動状況

【広谷校区自治協議会】

広谷校区自治協議会は、旧広谷小学校区の10区を活動範囲とし平成22年3月17日に設立した組織である。協議会には7つの専門部を置き、各部会長が中心となって地域の課題解決に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は各部の事業の一部が中止となった。

【西谷自治会】

西谷自治会は、旧西谷小学校区の6区を活動範囲とし平成24年11月5日に設立した組織である。西谷ふれあいの家を拠点施設としており、従来の公民館活動を継承する「ことぶき大学」などを実施している。また、専門部会を置かず活動している。

(3) 所管部局関係

ア 地域自治組織活動への指導・助言について

人権・協働課では、半年ごとに地域自治組織の活動状況等をヒアリング等によりモニタリングし一部自治組織の活動が低調との課題を認識しているが、現状では解決にいたっていない。

実施している活動が地域づくり計画に沿った内容となっているかなどを検証し、その実現に向けた具体的な取り組み等を検討するとともに、地域担当チーム員との連携を深めるなど地域課題の解決に向けた積極的な活動へつながるよう、より一層の指導・助言をされたい。

イ 包括交付金の適切な管理について

包括交付金は地域自治組織が、地域それぞれの課題解決のために、それぞれの判断と責任において活用できる自由度の高い交付金である。しかし反面、自由度の高い交付金も「公金」である以上適切な管理と執行

が強く求められる。モニタリングにより交付金の使途や管理のより一層明確化が図られるよう、関係帳簿書類等の指導・助言に努められたい。

また、地域自治組織が設立されてから 10 年以上が経ち、地域の人口動向等、社会環境も変化しているので、今後の包括交付金制度のあり方を含めて検討されたい。

(4) 地域自治組織関係

【共通事項】

ア 交付金の運用等については、「地域自治包括交付金の執行等取扱要領」に則り、基金積立および不用額ともに規定どおり取り扱いしている。

イ 交付金の会計においては、2 団体とも専用の預金通帳で管理し、領収書等証拠書類についても適正に管理されている。

ウ 活動拠点施設については、2 団体とも概ね適切に維持・管理されているが、備品の管理において、廃棄処分済みの備品を台帳に記載したままにしている事例等が見受けられたので、定期的に確認するなど適切に管理されたい。

【広谷校区自治協議会】

平成 25 年 3 月に策定された「第 1 次広谷校区地域づくり計画」は 10 年目を迎えたために、見直しを行うべく令和 4 年 3 月に策定委員会を立ち上げ、地域の課題や 10 年後の望ましい将来像等について話し合いを重ね、令和 5 年 2 月に「第 2 次広谷校区地域づくり計画」が策定される予定である。策定中の地域づくり計画は、当協議会が取り組むべき地域の課題を示されており、目標と基本方針を計画としてまとめている。

広谷校区の所帯数と人口の推移は、この 10 年間で見ると、人口・所帯数とも微増しており、高齢化率（令和 3 年 10 月 1 日時点）は、養父市内平均の 39.11% に対し、広谷校区は 30.2% と市内で最も高齢化率が低い地域であるので、これらの特性を活かし、「第 2 次広谷校区地域づくり計画」のスローガンである「ひろく人々に愛されて たのしく にぎやかな 地域づくり」をめざした地域づくりを推進されたい。

【西谷自治会】

西谷自治会は、「集落等支援事業」、団体が公益的な事業を実施する場合に補助する「新しい地域づくり事業」、ことぶき大学などの「生涯学習講座」等を中心に活動が行われている。

平成 28 年 3 月に策定の「西谷自治会地域づくり計画」にある基本理念である「10 年先に生活できる環境を維持する」ためにも地域の課題と強みを再確認し、目標達成に向けて住民主体の地域づくりの推進を図られたい。